

佐世保市人権教育・啓発基本計画

1 基本計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

国は、日本国憲法第11条において、「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」とし、さらに同法第14条第1項においては、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定めた。

本市は、この日本国憲法で保障された「基本的人権」と「法の下の平等」に基づき、これまで市民一人ひとりの基本的人権が尊重され、心豊かで温もりのある社会の実現をめざし、2001年(平成13年)3月に「人権教育のための国連10年佐世保市行動計画」を策定し、各種人権施策の推進に努めてきた。

しかしながら、いまなお、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに対する人権問題が生じている。

このような状況の中、「佐世保市人権教育・啓発基本計画」(2015年(平成27年)3月改訂)は、佐世保市人権教育・啓発推進懇話会の開催やパブリックコメントなどにより市民の方々の提言・意見を取り入れるとともに、上記の行動計画の検証を基にした成果や課題を踏まえ、新たな課題への対応を推進していくために策定したものである。

(2) 計画の期間

この計画期間は、2015年度(平成27年度)からとし、社会状況の変化及び進捗状況の点検や評価などにより、必要に応じて各種施策の見直しを行う。

2 基本計画策定の背景

本市は、2001年(平成13年)3月に、あらゆる差別の解消をめざし、人権教育を積極的に実施する道しるべとして、「人権教育のための国連10年佐世保市行動計画」を策定した。

この行動計画では、「一人ひとりの個性を尊重すること」、「人権尊重社会を実現する担い手は、社会を構成するあらゆる人々である」という認識に立ち、国、県、市、各種団体や企業等との連携を図り、学校、地域、職場などあらゆる場とあらゆる機会を通して人権教育を推進してきた。

さらに、2008年(平成20年)3月には、佐世保市総合計画(ひと・まち育む元気プラン)を策定し、「人権が尊重される社会づくり」を目標に、「人権に関する啓発・教育の推進」及び「学校における人権教育の推進」を実践するため、積極的に人権教育・啓発講座の開催、人権同和教育事業などさまざまな人権教育・啓発事業を行ってきた。

しかしながら、いまだに人権侵害や差別・偏見はなくなっておらず、社会の情報化や、国際化に伴い、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)による差別的な書き込みや、外国人に対する差別問題など新たな人権問題も発生しているのが現状である。

本市は、このような新たな人権問題に対処することや「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において、人権教育及び啓発に関する施策の策定及び実施が、国・地方公共団体の責務とされていることから「佐世保市人権教育・啓発基本計画」(2015年(平成27年)3月改訂)を策定し、真に「人権が尊重される社会づくり」をめざして、全庁を挙げて人権・教育啓発に取り組んでいく。

3 基本理念及び目標

(1) 基本理念

人権(Human Rights)とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために侵すことのできない権利である。

人権尊重の理念は、國の人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する答申において指摘しているように、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合う人権共存の考え方」と理解しなければならない。

(2) 目標

すべての市民が、相互に人権の意識及びその尊重の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めることが重要である。そこで、本市は市民一人ひとりが人権の大切さを認識し、日常生活の様々な場面で実践に結び付け、基本的人権の確立を目的に、あらゆる機会を通して、効果的な方法で人権教育・啓発を推進していくことを本計画の目標とする。